

京都市交通局管理規程第14号

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式付表第1中「別記様式付表第1（第4条関係）」を「別記様式付表第1（第5条関係）」に改め、同表第35号を第36号とし、第32号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の1号を加える。

(32) 配偶者同行休業を承認する場合

「配偶者同行休業を承認する

配偶者同行休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする」

配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合は

「配偶者同行休業の期間を○年○月○日まで延長する」

とする。

配偶者同行休業の承認を取り消す場合（当該取消しに引き続いて職務に復帰しない場合を除く。）は

「配偶者同行休業の承認を取り消す

○○に職務復帰を命ずる」

とする。

配偶者同行休業の承認の取消しに引き続いて職務復帰しない場合は

「配偶者同行休業の承認を取り消す」

とする。

別記様式付表第2第21号中「，在籍専従又は派遣中」を「，在籍専従，派遣，育児休業又は配偶者同行休業中」に改め、同表第35号を第36号とし、第32号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の1号を加える。

(32) 配偶者同行休業 地方公務員法第26条の6第1項の規定により職員としての職を保有したまま職務に従事しない場合をいう。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)